小児の陪餐について

石居正己

1. いわゆる小児陪餐の問題

近年多くの教会で、洗礼を受けている子供たちが堅信以前に陪餐することについての検討がなされ、またその実施が起っている。それには、次のような理由が考えられよう⁽¹⁾。

第一にそれは、典礼の革新によって、聖餐がキリストの生活と礼拝の中心であることが確認され、同時にそれに信仰者が家族として与ることが強調されてきていることと関係する。

第二に、サクラメントの意義を再検討しようとする神学の刺戟がある。そのもとでサクラメント全般についての検討と共に、ことにK・バルトによってなされた小児洗礼に対する批判と、それに対する反対の強調がある。バルトは、いわゆるキリスト教社会で名目的な洗礼が小児に対して与えられることに反対し、小児洗礼の論議を進めると「未成年者を聖晩餐に参加させるような主張が出て来るかもしれない」といささか揶揄的に述べている⁽²⁾。しかし、まさにその主張に対する批判は、小児の陪餐が広く取り上げられるに至ったという事の中に現われているといってよい。

第三に、小児洗礼と関連して堅信式の位置づけと、それを受ける年齢についての再検討がある。洗礼は、それを受ける者を完全な教会員とするにもかかわらず、小児洗礼を受けた者は堅信によってはじめて一人前と認められ、陪餐を許されるという習慣が、プロテスタントの諸教会では定着してきていた。しかしそれは洗礼の力を制限し、あるいは実際上堅信をもうひとつのサクラメントとして扱う結果になっていないだろうか。逆に古代教会に於て、洗礼は堅信、初陪餐と一連の行為の中に考えられていることが明らかになってきている(3)。また堅信式はもともと成人として受けいれられる年齢に行われたのであろうが、ことにキリスト教社会の中での堅信の年齢は、今日の社会と教育の実態の中で適切なものであるかという反省は深刻である。というのは、多くの子供たちが堅信を受けると共に、教

会から離れてゆくという状態が見られるからである。

第四に、エキユメニカルな出会いによる刺戟がある。正教会は洗礼を受けた小児にも聖餐に与らせてきたこと、ローマ教会に於て初陪餐は堅信とは別に、またプロテスタント諸教会の一般的な習慣よりもよほど早い年齢になされていることなどが、エキユメニカルな交わりの中で、堅信、初陪餐の問題を考えていたプロテスタント諸教会に、それをもう一度検討し直す契機をつくったといえよう。

第五に、子供の世紀と呼ばれる19世紀以来の子供とその成長の過程についての理解は、実際的に堅信や陪餐の問題を見直す素地をつくった。すなわち、これまでの堅信の年齢はその教育の仕方と共に、適切であるかどうかが検討されはじめたのである。社会的な子供の取り扱いや、家族の危機が広まっている中で、教会に於る強調はどのようであるべきなのか。教育の方法に於ても、子供たちはそれぞれの成長段階に応じ、多分に体験的に学んでゆく。それに対して教会の堅信教育は、絶えず努力されてきているとはいえ、なお抽象的、知的な準備が大きな部分を占めてきていないか。そのような問いは、実際的な問題の検討を促したのである。

わが国のキリスト者はなお少数であって、いわゆるキリスト教社会を形成しているわけではないが、多くの共通の問題を見ることができる。子供とその教育の問題は、われわれ自身の課題でもある。数的勢力は小さいとはいえ、世界の教会のエキユメニカルな交わりの一翼に連なっているのであるから、われわれの教会もまたエキユメニカルなレベルや他国の教会での課題を自らの課題とせざるをえない。具体的に他国からの宣教師や来訪者を教会に迎えることによって、その人たちの母国での習慣や定めとの矛盾が起る場合もあった。歴史が浅いとはいえ、わが国の教会も百年以上の歩みを経てきて、次第にキリスト者の家族の中での信仰の継承が具体的な課題となってきている。教会に於る子供の教育は、主として教会学校という形でなされてきているが、それは信徒の子弟の教育というだけでなく、伝道的、奉仕的役割をも担ってきている。その中で信徒の子供たちの教育は、必ずしも十分になされてはいない。親子のきずなの強いわが国で、親が聖餐を受ける時、一緒に出席している子供たちの扱いは、いろいろな工人がなされてきている。それは実際的な努力のレベルに止まらず、深く神学的な検討を求めている。

こうした状況の中にあって、日本福音ルーテル教会では、小児陪餐の問題が総会の議題となり、神学校に於ても検討されてその成果が公けにされた(4)。各教区

に於ても、原理的、実際的検討と論議が重ねられ , 五つの総会8年にわたる審議の後, 1986年の総会で洗礼を受けている小児の陪餐を認めるように決議された。それは、洗礼を受けている者が、堅信を受ける以前であっても、聖餐に与ることができるとした。「それゆえ、子供も、恵みを恵みとして受けることができるために、各々の年齢に応じて適切な信仰養育を受ける」こととされる。具体的な初陪餐は、「教会と親との共同の責任において、子供の信仰の応答を得て行われる」のであって、共通の目安として「学習時までにこれを受けるように努める」こととなったのである。

2. 小児陪餐についての神学的な問題

a) サクラメントの理解

宗教改革は、それまでの教会で七つのサクラメントが考えられていたのに対し、 洗礼と聖餐の二つにそれを限定した。それは神の命令により、恵みの約束が加え られたしるしとして守られる。ルターは「教会のバビロン虜囚について」の中で、 その初めには洗礼と悔い改め、聖餐の三つを支持するといっているが(6)、その結 びでは「約束がしるしに結びつけられているものが、本格的にサクラメントとよ ばれるように思われる。しるしに結ばれていない他のものは、単なる約束である。 したがって、私たちが厳密に言うことをのぞめば、教会のなかには、洗礼とパン の二つの神のサクラメントだけがあるということになる [⁽⁷⁾ と述べている。広い 意味では,ルターは祈り,みことば,十字架なども考えているし,アウグスブル ク信仰告白書も、明確には限定していないが、洗礼、聖餐、ざんげ告白、聖礼典 の使用についてという順序になっていて、ざんげ告白をサクラメントと同じよう に扱っている。ざんげ告白をも含めて考えている時にも、ルターは「聖書の用法 に従って語ろうとすれば、私は一つのサクラメントとサクラメントのもつ三つの しるしのほかは語らない | ⁽⁸⁾ といい、メランヒトンは「神のご命令と約束とがあ る事柄が保たれさえしたら、聡明な人はけっして数とか呼び名とかについてあま り争わないであろう!⁽⁹⁾ と述べている。

こうして広い意味で見ることをもしているのに、堅信については神によって設定されたサクラメントに数える何の理由もなく、ただ司教の職務を飾りたてるだけのものになっていると言われているにすぎない⁽¹⁰)。

ルターは、聖餐を求める者には信仰と主の晩餐について毎年試問をすることを 考えているが、それは堅信式の意味ではない⁽¹⁾。堅信はエラスムスの主張を引き ついだブッツァーによって、洗礼の誓いを更新し、陪餐の許可を与えるものとされ、新しい意味で行われるようになったのである⁽¹²⁾。

ルターは「バビロン虜囚」の中で、洗礼は生涯全体に適用されるものであるとしているが、他方「パンは実に死んでいく者やこの世を去る者のサクラメントである」(13)という。もちろん文字通り死にゆく者に限るというのではなくて、「新しい人を養い強める魂の食物」(14)として受けとっている。しかし、聖餐について洗礼とは違った機能と用い方を考えているということができよう。ボヘミヤの教会の問題について書いている中で、ルターは「たとえ全生涯にわたって聖体を拝受することを欲しなくても、あるいは拝受することができなくても、あなたがたの家長のだれかが、家族の者に福音書を読み、その家に生まれてくる人々に洗礼を施し、さらにキリストの教えに基づいて自己と自己に属する者たちとを治めることのほうが、もっと安全で効果のあることである。というのは、聖体は救いの必須条件ではないからである (15)と言っているのである。

従ってわれわれは、厳密にいう場合サクラメントは洗礼と聖餐に限られること、しかも洗礼はキリストの新しいいのちに結びつけること、聖餐はその約束の中にあって養い育てられる恵みを与えるものであることを考えなくてはならない。それは神の命令により、しるしを通して与えられる恵みである。もし信仰によって神の恵みを受けとることを考えるなら、それはみことばを通しても、あるいは祈りを通しても生じうる。しかしサクラメントは、しるしを通して具体的にひとりひとりに与えられるように設定された恵みの手段にほかならない。サクラメントを受けることなしに、信仰をもつことができるとすれば、その信仰はサクラメントを受けることなしに、信仰をもつことができるとすれば、その信仰はサクラメントを命じられた神のみことばに従順でないわけであり、したがって何を信じているのかが問われなくてはならないことになる。ルターはその意味でふたつのサクラメントを重要視したけれども、どちらかといえば洗礼に基礎をおいているといえよう。そして、洗礼は一回限り約束の確かさを、その人の全生涯にわたって及ぼす。聖餐はむしろ繰返されて、信仰者を養育する。それはその時々の信仰の求めと応答に対応すると考えられてよいであろう。このような理解をもって、洗礼と聖餐に対する小児の関わりを検討したい。

b) 小児洗礼における信仰

サクラメントは、われわれに対する神のみ旨のしるしであり標識であるけれど も、それを受ける者に信仰を求める⁽¹⁶⁾。信仰において受けとられ、それによって サクラメントは神の恵みとして働くのである。しかし、例えば洗礼についても、ルターは一方で「信仰を欠くならば、洗礼は何の役にも立たない」と言いつつ、「信仰のみが救うのであって、行いと外的な事柄は救いには何の役にも立たない」と言う「現代の知恵者や狂信者」に反対している⁽¹⁷⁾。信仰のよりどころとなり、その足場となるものが必要であり、神はまさにそれを恵みの手段として与えられるからである。

しかしこの一見矛盾した立場は、小児洗礼に於て最も尖鋭となる。ルターに於る信仰の強調は、外的な行為を伴うサクラメントを排除したり、それを単に人の内にあることの投影としての象徴と見なすこととは別のことである。神の救いのみわざは、十字架上で成就され、罪のゆるしは獲得されていても、それはみことばを通してわれわれの所に来るのであって、それ以外に道はない。そしてそのみことばがサクラメントに結びついて与えられ、信仰によって受けとられる。

このような主張に対して、「幼児の洗礼が対立させられるかもしれない。幼児は、神の約束を把握しないし、洗礼の信仰をもちえない。したがって、また、信仰は要求されないし、幼児の洗礼は効果がないと。ここで私は、みなが言っていることを言っているのだ。すなわち幼児は、彼らをささげる者たちの信仰に援助されると。ということは、神の言は力があるので、それが発言されるとき、幼児と同じように無感覚で無力な不敬虔な心さえ、変えられるほどであるからだ。だからすべてのことは可能であると信じてささげる教会の祈りによって、また注入された信仰によって、幼児は変えられ、きよめられ、あらたにされるのである。私たちが福音書のなかで、他者の信仰によって癒された中風の者について読むように、同じ教会が祈りまたその人をささげるなら、不敬虔なおとなでさえ、いずれのサクラメントにおいても、変えられることができることを私は疑わないであろう。| (18)

ルターはここで突如として、「みなが言っていること」を採用し、中世から言われている「注入された信仰」ということさえ用いて、代理の信仰を認めているように見える。他の場所、ことに死者のためのミサについて述べる時には、他者の信仰がその人の救いになることに強く反対しているのにもかかわらず。もっともルターは、直接的に代理者の信仰が本人の信仰に代替すると言うのでなくて、他者の信仰の力により、教会のとりなしによって、信仰にもたらすように神が働かれるという意味で、洗礼を受ける子供のうちにも信仰があるということを、別の個所で述べている(19)。大教理問答においても、「われわれは幼児が信じると考

え、またそう希望して連れて行き、神がこれに信仰を与えてくださるように祈願する」(20)という。ここでも、とりなしによる幼児自身の信仰を考えている。しかし、幼児の信仰に基づいて洗礼がほどこされるのではなく、「ただ神が命じられたことであるという事実のみに基づいて施す」というのである。さらに「洗礼を受ける者が信じているか、いないかは、必ずしも重大なことではない。信仰の有無によって洗礼が不当なものとなることはなく、神のことばと戒めとがいっさいだからである」(21)と言っている。

代理の信仰ということが、ルターの本人の信仰の主張と矛盾をきたすように、神の命令の客観性にのみ洗礼の力が基礎づけられるとすれば、呪術的な客観主義に陥る危険をはらんでいる。またルターは、信仰の程度にも区別をして、Milchglaube(ミルクのみ信仰)というような表現をしていることがある⁽²²⁾。そして子供が反対をしないこと自体謙遜と服従のしるしとも考えている。

しかしもし、われわれが信仰に於て子供を考え、教会と家族のとりなしと祈りのうちにその子が神にささげられ、また恵みに受けいれられて、子供が順調に信仰のうちに成長してくれるなら、まさしく神のことばを根拠として、代理者の信仰ということも、本人の母の腕にある時からの神信頼ということも、恐らくみな正当に位置づけられることになろう。もしその過程を、人間の事実の客観的分析と特定の時点での効力や変化を考えようとする仕方にあてはめようとすれば、極めて困難な事態となる。それはちょうど神の恵みのたしかさを、実体論で説明しようとするのと同じような困難ということができないだろうか。

エラートは、洗礼の有効性を、すでに存在しているものを前提として考えるのではく、洗礼の意義が全生涯にわたっていることを筋道として考えるべきであるとする⁽²³⁾。他方アルトハウスは、とりなしの信仰や家族としてのつながりを重く見た⁽²⁴⁾。時間的にも空間的にも洗礼の出来事は孤立しているのでなく、生ける神との関わりの延長の中でみられるべきであろう。そのような中で、子供の信仰も考えられえよう。

c) 子供の陪餐

洗礼について、それに与る子供への恵みと信仰について言われることは、聖餐についても言われうるのではないかと考えられるのは当然である。陪餐を許可する範囲をどう考えてきたか、またそれに応じてであるが、小児とか子供といわれる時、具体的にどの年齢を考えるのかを検討しなくてはならない。

陪餐の許可という点に於ては、ここでも二つの相反する考えを見ることができる。ルターは、小教理問答の序文に於て、もしこの教えを受けようとしない者があるなら、それはキリストを否定するのであって、聖餐に与らせるべきではないという(25)。他方「家長はそれぞれ、神の命令と戒めとによって、子供たちにこうした事柄を、彼らが受けいれられるかぎり教え、学ばせる義務のあることを承知すべきである。また子供たちも、ひとたび洗礼を受けて、キリスト教会に受けいれられた以上は、この聖礼典のこうした交わりに与って、われわれに奉仕し、役だちうる者とならねばならない」といわれる(26)。

この子供たちが、どういう年令の者を指しているのか、またもう少し成長して 交わりにはいれるように期待して、小さい時から学ばせるべきだという意味であ るのか、必ずしも明瞭でない。12歳から聖餐に与るということが言及されている 所がないわけではないが、それが一般的な習慣、あるいはルターの意図したこと であったかどうかも明らかとはいえない⁽²⁷)。

子供たちについて言われていることではないが、不遜で粗野な人々は罪のゆるしを願わず、義とされることを好まないのであるから、聖餐に与らせるべきではない。しかし、たとえ弱さや欠点のある者でも、自ら義とされることを求めている人に対しては、「聖礼典がわれわれの価値に基づくものではないということを知るのが最高の奥義である」ということが妥当する(28)。

ルターの時代にはわれわれの状態に於るように、洗礼を受けていない人が礼拝の中に混っているということは多くなかったであろうし、陪餐をはじめる年齢を特に注意するという事情にはなかったであろうから、直接的な例示を見ることはむずかしい。しかし、洗礼を受けて信仰をもって聖餐に与るということが基本となっているといえる。洗礼を受けている子供については、それが信仰のうちに養育され、信仰について教えられて、成長してゆくという中にあればよいのであって、陪餐の年齢を限定するということは考えられていない。ただし本人がそこで恵みを求めているべきことは強調されている。けれども、例えばボヘミヤの教会で、小さい子供にも聖餐が与えられていることに対し、ルター自身は賛成しないけれども、それだからといって異端と考えるのではないと述べている(29)。

規定をもって強いるのではなくて、自らすすんで聖餐に与るように、みことばの説教を通して励ますことが必要なのである。「人々を招き、鼓舞するのはキリストである」からである⁽³⁰⁾。ルターは、自ら罪のゆるしや救いを求めていることが、聖餐に与るのに必要なこととして考えている。ふさわしくないままでこれ

に与ることは、主のからだと血とを犯すことになる。それは、聖餐に於る主の現在の信仰からも必然的に考えられる。しかし「だれでもまず自分を吟味し」(第1コリント11・28)という言葉を、ルターはあまり引いていないし、これに言及しているアウグスブルク信仰告白の弁証も、否定的に強調しているのでも、またそれが教理的な信仰の理解の吟味と考えているのでもない $^{(31)}$ 。ただ聖餐が呪術的に求められるのでなく、人々がその信仰を告白し、「主の晩餐は何か、それは何を与えるのか、それをなすのにどのような慣習を望むのか、等について知っているかどうかの質問」 $^{(32)}$ を、年に一回なすべきだとルターは奨めている。それは特定の習慣として教会の中に定着したわけではないし、ルターもそういう機会が一生の間に一度だけだとか、全くなかったとかいうことであってはなるまいという意味で言っているのである。

こうしてみると、ルターと宗教改革時においては、聖餐の恵みをたしかに受け とるために、信仰の告白、聖餐の意味の理解、また自らそれを求めることが重視 されているけれども、それを一定の形でためし、陪餐の条件にするということが 考えられているのではないといってよいだろう。したがって、当時の習慣とは別 に、本人の成長と教会と家族のとりなしのうちに、幼い子供たちも聖餐に与りう るとすることができる。その場合、洗礼と聖餐の用いられ方の相違を考えるなら、 嬰児から与えるというよりも、子供たちなりの信仰に於る求めと、恵みへの応答 が起るように考えた方がよいと思われる。

もちろんそれは、一定の信仰個条を自ら告白することができるというような形で求められるのでなくて、聖餐が普通の食事とは違う神の恵みの賜物であり、教会の交わりの中に特別な気持ちで与ることを認め、配餐されたものを粗末にあつかわないように成長しているということが適当であろう。またその陪餐のためには、牧師と両親が十分話し合って、教会と両親のとりなしと支えのうちに行われるべきである。

d) 堅信

堅信はもともと、受洗者が司教の祝福を授手とか塗油とかの形で受け、聖霊の 賜物が与えられるように祈る式であった。宗教改革の時、その意味での堅信はサ クラメントではないことが主張された。しかし宗教改革ののちに導入された堅信 は、小児洗礼を受けたものが、信仰告白によって自らの信仰を言い表わし、その ことによって陪餐を許される機会とされた。ローマ教会に於ては、洗礼、初陪餐、 堅信の順序で起ったが、宗教改革後の教会では、洗礼、堅信、陪餐となり、堅信 は実際上陪餐許可でもあった⁽³³⁾。

しかし、堅信は本来洗礼と一連の行為であると認められ、洗礼に引き続いて聖霊の賜物のための按手と祈りがなされるなら、もともとの意味での堅信はすでに洗礼の中に含められることになる⁽³⁴⁾。

ルターは教会の儀式としての堅信というよりは、教理問答教育を考えている⁽³⁵⁾。 堅信がもし陪餐許可の式と考えられるなら、ある意味では初陪餐の教育に置き換えられうるものと言える。但し、現在考えられているのは、「許可」ではなくて、 聖餐を恵みとして受けとるための教育に外ならない。それはブーツァー以来の堅信が、ルター的な伝統に帰ることになるということも出来る。

さらに現在では新しい意味で堅信が考えられてきている。アメリカのルーテル教会では、洗礼の確認として、陪餐とは別に、以前よりはもっとあとの年齢での堅信が行われるようになった。それは、ローマ教会に於て考えられたように、繰返されない霊の刻印を受けるわけではないから⁽³⁶⁾、特に必要と考えられる場合、例えば他教会よりの転入会に於て、また別帳になっていた会員の復帰のような時に、繰返して用いることができるとされている⁽³⁷⁾。

もともと堅信は直接に聖書に基づくものではない。もちろん初代教会に於て、 聖霊の賜物を受けるように按手することは、その例を見ることができる。しかし それはサクラメント的行為として行われたのではない。むしろ、聖霊の助けが求 められる時、堅信という言い方とは別に、自由に考えられ、行われて差支えない。 また実際上今日の社会の中にあって、ことにわが国に於るように異教的な環境の 中にあっては、信仰に於る教育を受け、教会に於ても社会に於ても、成熟した奉 仕者として認められ、派遣されることは、重要な意味をもつといってよい。その ような新しい意味での「堅信」が、これまでよりより充実した形での準備を経て 考えられることが必要である。

e) 障害者の場合

小児の陪餐ということを考える時、いつも関連して論じられるのは障害者の場合である。もともと障害者が健常者の交わりの中で広く受けいれられるという状態は、残念ながら以前にはほとんどなかったといえよう。したがって、原理的にはとにかく、実際的に新しい課題といってよい。ルターは、洗礼に重要な恵みの根処を考えているので、必ずしも聖餐にこだわらなかった。宗教改革後の教会で

は知的な信仰告白が堅信に於て求められ、陪餐にあたっては自らの検討をなすことが必要と考えられたから、障害をもつ人々の陪餐はおのずから制限された。

しかし、信仰者の保護と養育のもとにあり、教会に連なっているならば、その 洗礼についてはもちろん、陪餐についても小児の場合と同じように考えることが できよう。小児の場合には、本人の成長の過程を含む生涯にわたり、また家族と 教会のとりなしの広がりの展望の中で、みことばに支えられ聞かされることが中 心となる。もし知的な成長があまり期待できない状態では、信仰のとりなしがよ り大きい意味をもつことになろう。

そのような基本の上で、実際の問題を考えてゆくことが必要となる。障害をもつ者といっても、その具体的な状況はそれぞれに違うので、具体的には個々の場合に応じて考えられなくてはならない。無理に強いることはないが、絶えずみことばが聞かされ、信仰者の支えの中にあって、本人が交わりの中で聖餐に与ることを喜んでいるならば、これを陪餐から除外することはない。同時に、他者がこの人には理解する能力がないと早急に決めないで、絶えず成長しうることを望み、また努めるべきである。知的に現われた理解力は認めることがむずかしくても、全体的にその感情を現わすことができるかもしれないし、それを読みとる努力もなされなくてはならない。小児の場合と同じように、体験的に知ってゆく面も大きいのである。

3. 諸教会の中での小児の陪餐

WCCの信仰と職制委員会の出したアクラ文書, リマ文書には「幼児のバプテスマをさずけはするが、その子供たちが、別個に設定されたもうひとつの儀礼を経なければ陪餐をゆるさないという行き方をとる諸教会は、バプテスマがあたえる結果をじゅうぶんに評価し、受けとめてきたのかどうか、よく考えてみる余地がある」⁽³⁸⁾と述べられていて、小児の陪餐を示唆しているが、その詳細についてはふれていない。

正教会では古代教会の時代から、洗礼を受けた者には嬰児をも含めて聖餐を与えてきている。洗礼を受けた者は、全く完全にキリストのからだに受けいれられた者とされたから、洗礼と塗油ののち、それが嬰児であっても成人であっても最初の陪餐が直ちに続いて行われた。従ってプロテスタント教会に於る堅信やローマ教会に於る初陪餐教育に当るものは、陪餐について求められていない⁽³⁹⁾。

ローマ教会でも、12世紀頃までは正教会と同様であった。13世紀に至って、初

陪餐は分別のつく年齢にまで延ばされ、それはトリエントの公会議でも確認されたのである。それは「分別のない幼児は聖体拝領をする義務はない。」「過去において、ある地方では幼児の聖体拝領の習慣があった時もあるが、それを非難すべきではない」と言っている(40)。メキシコやラテンアメリカのある地方では、嬰児も洗礼のすぐあとで堅信を受け、聖餐に与る習慣が残っているという(41)。

聖体を受けるための準備として求められるのは、「その年齢に応じて、救いのために必要な信仰の秘義を理解し、聖体のパンと普通のパンとの区別ができることである。そうして信心深く聖体を拝領することである」(42)。むしろ「初聖体の後で、子供の理解の程度に応じて、十分に教理を教えなければならない」とされる。子供に告白と聖体拝領を守らせる義務は「両親、聴罪司祭、教師、主任司祭」すなわち幼児の世話をしなければならない者にある。そして「何歳の頃子供に聖体を授けるか、その年齢を決定するのは父親またはその代理を努める者、あるいは聴罪司祭である」と定められている。しかしそのための基準となる「分別ある年齢」は、「幼児が理性を働かせ始める年齢、すなわち7歳前後」とされている。

聖公会の中でも、1968年のランベス会議で伝統的な洗礼・堅信・陪餐の順序の再検討がなされ、堅信を陪餐の前提とすることを止めるか、小児洗礼と堅信を共にして、適切な教育ののち従来よりも早い年齢で陪餐させるかのいずれかをとることが示唆された。しかし地方により主教区によって、その習慣はいろいろであり、アメリカやニュージーランド、カナダの一部では年齢にかかわりなく陪餐が認められている。洗礼によって陪餐を承認するけれども、4~8歳の年齢で実際に受けいれるようにしているのは、オーストラリヤ、カナダ、イングランド等の主教区の一部である。オーストラリヤやイングランドの一部の主教区では、依然として陪餐の前に堅信を受けることが求められている。他方新しい洗礼式の式文には聖霊の賜物を受けるための祈りが加えられ、別の儀式としての堅信の意味がうすれる結果となり、一部では堅信という呼び名を全くなくすることで混乱を避るようにしている。

アメリカの長老派の教会では、1970年に、洗礼を受けている子供が、両親が 適当だと考えるならば、家族として、その庇護のもとで聖餐に与りうるとされた。 スイスの改革派教会でも、ひとつの州を除いて、堅信以前の子供にも陪餐が許さ れているが、一定の定めはなく、またあまり神学的議論はなされていないという。 しかし、洗礼を受けていない子供の数が増し、洗礼を嬰児の時に施さないで少し 後にのばし、逆に聖餐に与る年齢は早められる傾向がみられる。そのために、洗 礼を受けていない信徒の子供の問題, また現代の風潮を反映して両親の揃っていない子供の問題が意識されている。そして子供の陪餐の結果, 新しい礼拝形式の求めと, これまでの説教中心の考えに対する反省が生じてきているという。

ルーテル教会に於ては、小児陪餐が一般的になりつつあるが、その状態は各国に於ても異なる。デンマークでは、1955年以来例外的な定めとして、未堅信の子供も、もし牧師が受けいれることを許すなら、聖餐に与ってもよいことになっている。一方では、予め教育を受け、堅信を経て陪餐に至ることが通常の道として考えられ、他方では子供たちの陪餐の訪可が求められるとそれが拒否されることは実際上考えられず、また特に年齢的な制限が定められてはいない。

フィンランドの国教会は、1973年に原則的に子供たちをも聖餐に与らせることをきめ、1979年に公式にした。洗礼がキリスト教共同体への入口であって、それ以上の資格を陪餐の条件として考えないということが基礎である。しかし実際には罪のゆるしの信仰と陪餐に際しての自己検討の必要が同時に強調されている。堅信教育を経ての陪餐という枠組みと共に、子供の陪餐のための教育の過程を了えて、成人信徒に伴われた陪餐があることになる。子供たちは主の晩餐とほかの食物との区別がつき、そこに於て罪のゆるしがもたらされることを知っていなくてはならない。ただしそのことを検討するための定めはない。子供の陪餐をきめる責任は主として両親にあり、 $5 \sim 7$ 歳が初陪餐の時期として示唆されている。

ノールウェーでは1979年監督の会議で、原則的に堅信以前の子供たちも陪餐しうることを認めた。家族の一員として、また成人信徒に伴われて聖餐に与るということが前提であり、同時に子供たち自身が聖餐に与りたいという願いを表明すべきであって、強制されるべきではない。陪餐する最低の年齢は6~7歳の学齢期が示唆されている。そのためには両親と牧師が予め相談することとなっている。子供たちだけの聖餐式をすべきではなくて、通常の礼拝に家族として加わることが考えられているのである。

ドイツに於ても早くから論議されてきた。その実状は領邦によって異なるが、1977年ルーテル教会の一般的な枠組みが定められた。以前からの堅信教育とそれによる陪餐の習慣を著しく変えるのでなくて、両親と会衆の求めによって家庭としての礼拝参加の中で子供の陪餐が考えられる。子供の陪餐の前に、その年齢に応じた十分な教育が求められる。初陪餐は学齢以下の年齢ではしない。東ドイツでは子供たちの礼拝の中でも聖餐式を行うことが考えられているが、西ドイツで

は会衆全体の礼拝の中で与ることとされている。堅信については、伝統的な習慣が保たれているだけに、一致した考えはない。特にいわゆる愛餐と聖餐を明らかに区別すべきことが強調されている。

アメリカの三つの主要なルーテル教会では、1964年に合同の委員会を設けて堅信の問題を中心に検討され、1970年に報告書がまとめられた。そこでは洗礼が教会員であることの十分な資格であって、聖餐の交わりに与ることに区別のないこと、教会教育は堅信を目標とするのではなく生涯を通じてなされなくてはならないものであることが確認された。しかしサクラメントが呪術的に受けとられることを避けるために、陪餐には基本的な信仰の把握と感情的な受容性が求められる。適切な教育ののちに小学校五年程度からの陪餐が示唆され、その決定には牧師、家族及び教会が関わる。しかし初陪餐のための特別な式があるのではなくて、すでに洗礼に於て与えられた特権を初めて行使する機会とされる。特にLCAでは、総会提案文に「嬰児の陪餐は排除される」の一句が加わっていたので、その後論議をよび、嬰児の陪餐の可能性についても依然論じられている(43)。

4. わが国に於る決定と今後の課題

日本福音ルーテル教会が 1986 年総会で決定したことは先に述べたように、洗礼を受けている子供が堅信以前に於ても聖餐に与りうること、それゆえに子供も恵みを恵みとして受けとることができるように、各々の年齢に応じた信仰の養育を受けるということである。

最後まで論議されたことのひとつは、陪餐が一般的な意味での資格、ことに知的な理解を前提にするのではなくて、恵みとして受けとられる方向で考えられるべきであるということであった。聖餐が呪術的な行為として受けとられることがないように、信仰の応答が考えられなくてはならないが、それは教理の一定の知的理解を意味するのではない。そこで家族として信仰の交わりの中にあるということで十分なのか、当人の応答も考えられるべきかということが問題となる。そのことは、もうひとつの焦点となった、初陪餐の年齢を洗礼を受けたものは、最も大きな約束のしるしの中にあるのだから、聖餐が与える恵みから除外されることはない。しかし、聖餐は洗礼とは違う仕方で恵みを与えるものであるから、それにふさわしいあり方を考えるなら、「子供の信仰の応答をえて」それに与ることが適当ではないか。そこで、もともとの提案は「学齢時」を目安にすることになっていたのであるが、それが年齢や信仰の理解に一定の条件を付すように受け

とられないように、「学齢時までに」初陪餐に至るように努めることとされた。 またその決定は「教会と親との共同の責任において、子供の信仰の応答をえて」 なされるのである。

その決定の困難さは、生涯にわたる信仰の成長の歩みの中で考えられなければならないことを、一定の時点で切ってみようとすることにある。そして、洗礼はまさしく生涯にわたる力をもつ、一回限りのものであるが、聖餐はその時の信仰に於て受けとられる恵みとして考えられるべきであろう。その意味で陪餐が洗礼を受けることと全く同じようには考えられない。ローマ教会に於ては、聖餐が中心となって考えられようとするが、ルターとルーテル教会ではむしろ洗礼が重視されてきたことをも考え合わせることができよう。そしてこの洗礼は、日毎に古い人を呑みこむように、信仰に於て繰り返される。それは、信仰の成長と、そのための教育が生涯にわたって必要であることを示すのであり、その中で聖餐の恵みも考えられるべきである。

信仰の応答は、弱い小さい信仰であっても、キリストへの信頼を表わすものである。子供の応答が知的な学びとその成果にもう一度読みかえられるのでなくて、恵みとその恵みに於る交わりに喜び与ろうとすることとして、考えられるべきである(44)。信仰の応答やそれを可能とする年齢に、明確な線を引くことは、考え方として旧に復することになるだろう。

筆者は先に「小児陪餐について」の一文をまとめたが⁽⁴⁵⁾、その後も具体的な論議の中で考えさせられ、考え改めさせられてもきた。結果的には先に述べたことと大きな相違はないことになったが、この間の論議は表面的なこと以上に大きい意味をもっていると思っている。またもちろん、ここに述べたことは自分自身の意見に外ならない。ただ先に述べたことと相違しているのは、初陪餐の時が「5~7歳くらいが適当」ということが、今回の決定で「学齢時までに」となったことである。第二には、初陪餐のために「ふさわしい式」を考えていたが、その本来の意味からすると、当該者がすでに受けた洗礼と、初陪餐にあたって与る聖餐式とのほかに、ふさわしい式はないように今は思っている。従って、式の中で初陪餐の者を覚えて紹介し、祈ることでよいであろう。

諸外国の教会と比べて、わが国に於ては小児陪餐についての取り組みは遅れたが、しかし教会で慎重な論議の過程を経て、積極的な方向で決められた。小児洗礼を受ける者の数や割合が増えているのに、洗礼を受けた子供に対する教育のプログラムは必ずしも積極的に考えられてきていなかった。信仰の継承ということ

が改めて考えられてきたことと相まって、多くの人が真剣にとり組んだということができよう。

また堅信が一定の年齢の子供に、成人式と同じような定着を見ているというわけでなく、全体として見ればそれぞれの人の自由にゆだねられてきているという面が強かったから、習慣を変えるというより、改めて問題と責任を考えさせられる結果となった。

現代の社会の中で、家族の問題が大きな課題となっているとはいえ、感情的には依然として強い家族の結びつきが残っている。そのような中で家族としての信仰の継承が、小児陪餐という形で考えられることは、教会としてのひとつの主張であり、証しであるといってよいであろう。各個の決定を、教会と親の共同の責任として考えることは、子供に対する教育という面ばかりでなく、教会員全体のサクラメントについての理解と信仰をたしかめさせる働きをしてゆくであろうし、またそうしてゆかなくてはならない。

ほかの国の教会の決定や問題に比べ「学齢時までに」という表現は、基本的な 問題と実際的な養育の強調を含んでいるといってもよいだろう。

わが国の教会の場合には、片親だけが信徒であるために子供に小児洗礼を施す ことができない場合や、また自分たちが家の宗教をはなれて信仰に入ったため、 子供たちにも自らの信仰を選択させたいと考えて小児洗礼を施さない人もいる。 したがって洗礼を受けていない子供たちも教会には多くいることになる。洗礼を 受けていて陪餐する子供と、同じように教会に出入りしているがそうでない子供 との区別が生じてくるので、その処理や指導について考えることは具体的な課題 となろう。

また少数の教会が散在しているのであるから、信徒の住居の移動と共に、互いに違う教派の教会に出席するようになる場合も少なくない。小児陪餐の問題は、 必然的にエキュメニカルな課題として考え、刺戟し合ってゆかなくてはならない ことになろう。

そのほか、具体的な課題が多く生じてくるであろうが、それについてもまた、 積極的に取り組んでゆかなくてはならない。

注

- (1) Geiko Müller-Fahrenholz, ed., "..... and do not hinder them," Faith and Order Paper No. 109, WCC, 1982 所収のReport of the Bad Segeberg Consultation, p. 6参照。
- (2) バルト, クルマン著, 宍戸達訳「洗礼とは何か」, 新教出版社, 1971,64頁。
- (3) "Current in Theology and Misson," vol. 7, 1980, 8, 1981 所収の David L. Pearcy, "Infant Communion"参照。E. C. Whitaker, "Documents of the Baptismal Liturgy," London, SPCK, 1970; J.D. C. Fisher, "Christian Initiation; Baptism in the Medieval West," London, SPCK, 1965 の両書は、多くの著者によってしばしば 引用されるが、直接たしかめえなかった。
- (4) 石居, 間垣, ホーン, 徳善著,「堅信と小児陪餐」日本福音ルーテル教会, 1980参照。
- (5) 例えば,高塚,宝珠山他著「幼な子と共に」,日本福音ルーテル東海教区, 1983。北海道・小児陪餐実施に関する研究チーム編著「小児陪餐実施への手引」 日本福音ルーテル教会北海道特別教区発行,1983.
- (6) 「教会のバビロン虜囚について」WA V1,501。ルター著作集第1集第3巻, 206。
- (7) 同前. WAV1, 572, 著作集 I 3, 344。
- (8) 同前. WA V 1, 501, 著作集 I 3, 206。
- (9) 「一致信条書」聖文舎, 1982, 303頁。
- (0) 「バビロン虜囚」 WAV1,549,550。著作集I-3,302。 「アウグスブルク信仰告白の弁証」「信条書」302,472頁。
- (11) 「ミサと聖餐の原則」 1523。WAX11, 215。著作集 I 5, 294。
- (12) cf. Frank W. Klos, "Confirmation and First Communion," Augsburg Publishing House etc., 1968, p. 60.
- (13) 「バビロン虜囚」 WA V1, 572。 著作集 I 3, 345。
- (14) 「大教理問答」「信条書」 670 頁。
- (45) 「教会の教職の任命について」1523。 WA X11, 171。著作集I-5, 357。
- (16) 「アウグスブルク信仰告白」第13条。「信条書」43頁。
- (17) 「大教理問答」「信条書」 655 頁以下。
- (18) 「バビロン虜囚」WA V1,538。著作集 I 3,279。
- (19) Fastenpostille, 1525 WA XV 11. II, 82 o
- (20) 「大教理問答」「信条書」 661 頁。
- (21) 同前 660 頁。
- (22) Predigt, 1523 . WAX1, 199 .
- W. Elert, "Morphologie des Luthertums," I. München, 1931, S. 261 f.
- 24 P. Althaus, "Was ist die Taufe?," Göttingen, 1950.

- ②「小教理問答」「信条書」 482 頁。
- (26) 「大教理問答」「信条書」 682 頁。
- 27 "Antwort deutsch auf König Heinrichs Buch," 1522, WA X, II,
- (28) 「大教理問答」「信条書」 677 頁。
- (29) WA Br. III. 678 . 1523 .
- (30) 「大教理問答」「信条書」 676頁. 483頁以下。
- (31) 「アウグスブルク信仰告白弁証」「信条書」 337 頁。
- (32) 「ミサと聖餐の原則」WAX11, 215。著作集I-5, 294。
- (33) 前出「堅信と小児陪餐」15 頁以下。cf.F.W.Klos, op cit. p. 36ff。
- (34) たとえばアクラ文書―の17。日本基督教協議会信仰と職制委員会・日本カトリック教会エキユメニズム委員会編訳,「洗礼・聖餐・職務」日本基督教団出版局. 1985、129 頁参照。
- (35) cf. F. W. Klos, op. cit., p. 50 ff.
- (86) デンツィンガー・シェーンメッツアー, 浜寛五郎訳「カトリック教会文書資料集」改訂版, エンデルレ書店, 1982, 1313。
- 37) cf. "Lutheran Book of Worship, Minister's Desk Edition," Augsburg Publishing House etc., 1978, p. 35.
- (38) 前出「洗礼・聖涯・職務」40 頁以下及び130 頁。
- 図 以下諸教会の状況については、G. M. Fahrenholz, ed., op. cit., p. 70以下の次の項参照。 David R. Holton & Eberhard Kenntner,
 - "Eucharist with Children in the Churches of the World." また前生「堅信と小児陪餐」17~22頁参照。
- (40) 前出「カトリック教会文書資料集」、1730。
- (41) cf. F. W. Klos, op. cit., p. 45.
- (位) 前出「カトリック教会文書資料集」、3530~3533。
- (43) cf. D. L. Pearcy, "Infant Communion," (注3参照)。
 Frank C. Senn, Issues in Infant Communion," Dialog, vol.
 22, 1983, pp. 221—227. Eric W. Gritsch, "Infant Communion, A Study Document," 1979。
- (44) 上述2のc参照。
- (45) 前出「堅信と小児陪餐」参照。